

# 非常事態 死亡事故多発 特別対策実施中

9月23日(月)まで

8月はチャイルドシート・シートベルト着用促進月間です。

警察庁によると、交通事故のとき、チャイルドシートを「していない場合」の死亡重傷率は「している場合」の約3.8倍、シートベルトを「していない場合」の致死率は「している場合」の約14倍となっています。

## ■子どもたちの命を守るチャイルドシート(非着用は違反点数1点)

自動車の運転者には、6歳未満の幼児を車に乗せるときのチャイルドシート使用が義務付けられています。

「そのまま座る」、「だっこ」、「シートベルト」では子どもを守れません。



## ■忘れず確認！後部座席もシートベルト！

(非着用は違反点数1点[高速自動車国道等のみ])

平成20年6月1日から、運転席、助手席に加え「後部座席」のシートベルト着用が義務付けられています。

「後部座席」のシートベルト着用は、運転席、助手席同様、交通事故のときに、被害を小さくすることができます。車に乗る際は、全席シートベルト着用を徹底しましょう。

# 平成25年度上河原地区における 公共下水道工事について

平成25年9月上旬から平成26年3月下旬まで、右記のか所で、道路に下水道管を埋設する工事を行います。その後の舗装復旧工事は、平成26年8月頃を予定しています。

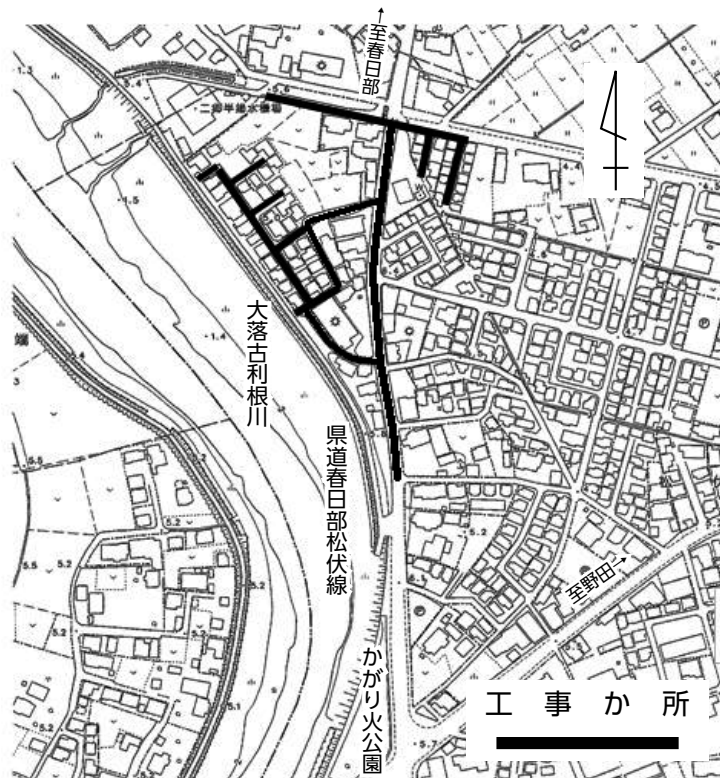
工事に先立ち、補償コンサルタント業者が家屋の事前調査を行い、工事請負業者が宅内のマスの設置場所を確認させていただきます。

工事中は、近隣にお住まいの方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、公共下水道が使用できる区域になりますと(平成26年4月1日予定)、土地の面積1㎡当たり650円の受益者負担金が土地所有者にかかります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



※県道は、川側(片側)のみの工事です。